

諮問番号：諮問第 115 号

答申番号：答申第 115 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「政令」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、良かったり悪かったりである。また、薬も毎日飲んでい
る。確実に障害等級は 2 級に該当する。本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1
132 号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）において、年金証書等の
写しが添付された申請については、処分庁における判定を要することなく、手帳の交
付を行うものとされている。処分庁は、日本年金機構に審査請求人の年金に関する照
会を行い、審査請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者に該
当しないことを確認している。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却さ
れるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、本件申請書の添付書類として、「年金証書」の写しを提出しているが、
「直近の年金振込通知書又は年金支払通知書」の写しは添付されていないため、審査請
求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けているかを確認することができ

ない。

そのため、処分庁は、実施要領に基づき、日本年金機構中央年金センター長に対し、審査請求人の年金に関する照会を行い、回答書を受領している。回答書には、「平成 31 年 3 月分以降障害基礎 3 級該当による全額支給停止」であることが記載されており、審査請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者に該当しないことが認められる。

よって、本件処分は、法令等の規定に則って行われたものであるから、手帳の更新申請を不承認としたことに違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 3 年 1 月 14 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 3 年 2 月 18 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件処分は、法令等の規定に則って行われたものであるから、手帳の更新申請を不承認としたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子
委員 倉員 央幸